

2009. 1. 29

隼あすか法律事務所

土屋奈生

損害賠償請求事件（平成16年3月10日判決 東京地方裁判所）について

概要

当事者

原告（ユーザー）

原告国保： 原告労組を母体として設立された国民健康保険組合であり、原告労組の組合員を被保険者とする。

原告労組： 建設産業に従事する労働者を組合員とする労働組合。本部のほか、38支部と、支部の下に約600の分会、その下に約7000の群から構成されていた。

被告（ベンダー）

一般経済、金融、財政、企業等に関する調査・研究、コンピューター利用による情報処理サービスおよびソフトウェア開発・販売、これらに関するコンサルティング業務等を目的とする株式会社

請求の概要

原告国保と被告の間：原告国保は被告との間で、被告に第2次電算システム構築を委託することを内容とするシステム開発業務委託契約を締結したが、被告が納期までにこれを完成させず、さらに不当に追加費用の負担や構築するシステム機能の削減を要求してきたとして、被告に対し業務委託契約の債務不履行解除を原因とする原状回復請求権と損害賠償請求権に基づき、支払い済み委託料の返還と損害金の支払いを求めた。

被告は、上記システムが納期までに完成しなかったのは、原告国保の協力義務違反に原因があるとして、損害賠償等を求めた。

原告労組と被告の間：原告労組は被告との間で、被告に共済システムの構築を委託することを内容とするシステム開発業務委託契約を締結したが、被告は共済システムと第2次電算システムの連動、本部支部データの共有を実現せず、共済システムが完成しなかったとして、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、損害金の支払いを求めた。

被告は、共済システムと第2次電算システムの連動は、契約内容となっておらず、共済システムは完成したとして、業務委託契約等に基づき、委託料等の支払いを求めた。

結論

原告国保と被告間：双方の不完全な履行や、開発内容の追加、変更等が重なって生じた結果であり、当事者のいずれにも債務不履行責任は認められないが、民法641条に基づく請負契約の解除は認められ、同条に基づく損害賠償を認めた上で、民法418条を類推適用してベンダー側損害に6割の過失相殺を認めた

原告労組と被告間：本件共済システムは、完成されていなかったが、未完成となったことに被告の債務不履行責任は認められないとして、双方の請求が棄却された。

各争点に対する判断

1 本件電算システム開発契約について

1) 被告債務の内容はどのようなものか。被告は債務を契約通りに履行していたか。

① 被告債務の内容

本件電算システム提案書と本件電算システム開発契約書は一体であり、これらに従って、これらに記載されたシステムを構築し、納入期限までに本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたとし、納入期限は、段階的稼働の合意のとおり変更されたとした。

なお、現状分析調査報告書は、本件電算システム開発契約と一体をなすものではないとして、被告債務の内容を確定するものではないとしている。

機能数については、本件基本設計書には、内容的にも手続的にも不完全な点が多く、同設計書によっては機能数の確定等はなされていないとした。

② 被告は債務を契約通りに履行していたか。

第1次リリースの履行が完了していたこと、第3次リリースの一部稼働以外の部分の履行未了であったことは争いが無いが、履行完了について当事者間に争いがあった、第2次リリースと第3次リリースのうち一部稼働を実施した分についても、被告が履行を完了していたということはできないと認定。さらに、被告は、適切なプロジェクトマネージメントを行うべき義務（プロジェクトマネージメント義務）も負っていたが、被告のプロジェクトマネージメントには不適切な点があったとした。（44p）

2) 原告国保は、委託者（ユーザー）として本件電算システムの内容にかかわる意思決定を適時適切に行うなど、被告による開発に協力すべき契約上の義務を負うか。負うとして、原告国保の意思決定は、時期に遅れたり、契約の範囲を超える過大な内容であったりなどしたか。

本件は請負契約だが、オーダーメイドのシステム開発であるので、役割分担が必要であ

り、共同作業の側面を有する。契約書4条1項の記載からも原告の協力義務があることが認められるとし、原告の協力義務違反の具体的態様として i) 意思決定の遅延ないし未了、ii)機能の追加や変更の要求、iii)過剰な要求について検討している。

その上で、原告国保は、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかった点において、適切な協力を行わなかったところがあるということができるとして、i) について義務違反を認定した。ii) iii) については否定した。(88 p)

3) 本件電算システムの開発作業が遅れ、完成に至らなかった原因は何か。その責めを負うべきものは誰か。

本件電算システム(第2次リリースと第3次リリース)の開発作業が遅れ、段階的稼働の合意により延期したにもかかわらず、なお納入期限までに完成に至らなかったのは、いずれか一方の当事者のみの責めに帰すべき事由によるものというのは適切ではなく、原告国保と被告双方の不完全な履行、健保法改正その他に関する開発内容の追加、変更等が相まって生じた結果であり、当事者双方とも、少なくとも開発作業の担当者のレベルにおいては、逐次遅れが積み重なりつつあるが、懸案事項の解決が完了しない以上やむを得ないとの共通の認識の下に、作業が進行していたというのが相当であるとして、本件電算システムの開発作業が遅れ、納入期限までに完成に至らなかったことについて、いずれか一方の当事者が債務不履行責任を負うものではないとした。(89 p)

4) 原告国保による本件解除は有効か。

① 被告の債務不履行・履行不能に基づく解除について

以下の理由に基づき、否定された。

被告が本件電算システム開発契約等に従い本件電算システムを完成させるに足りるプロジェクトマネジメント能力等をおよそ欠いていたというのは相当ではない。

さらに、修正案は、被告の最後通告ではなく、追加の委託料の負担又は同時点における処理の削減の申入れにすぎず、原告国保がこれに対案を出したり、従前の開発経緯を説明して被告に翻意を促す余地が全くなかったとはいえないから、被告の修正案の提示により、本件電算システム開発契約等に従い本件電算システムを開発することが社会通念上不能になったとまでいうことはできない。(90、91 p)

② 民法641条又は651条2項に基づく解除について

本件解除に至る交渉経緯等にかんがみれば、原告国保の本件解除には、いずれにしても本件電算システムの開発を取りやめて被告との契約関係を終了させる旨の意思の表明が含まれていたものと解される。また、被告は、反訴事件において、原告国保の解除の主張を民法641条の解除として援用する旨主張しているところ、その後の経過を含む

弁論の全趣旨によれば、原告国保は被告の同援用を積極的に争わなかったものと認められる。そうであれば、原告国保の解除は、民法641条の解除として有効であると解するのが相当であるとした。(91p)

5) 原告国保ないし被告の被った損害額

判決は、「民法641条に基づく損害賠償は、契約が解除されずに履行されていた場合と同様の利益を請負人に確保させる趣旨のものであるから、これを超えるものではないというべきである。そして、本件電算システム開発契約等が遂行されていても、被告は、原告国保と追加契約を締結するなどしない限り、委託料を合計した3億4650万円を超える金員の支払を受けることはできなかった」(92p)として、被告の損害額を3億4650万円とした。

その上で、被告に、懸案事項の解決の遅れ、技術面の検討作業の遅れ等、開発作業の遅れの一因や、適切なプロジェクトマネジメントを欠いた点があり、かつ不相当な時期に不相当な額の追加委託料の負担の申し入れをするなど、責められるべき点があり、開発作業の遅れに伴う稼働時期の更なる延期、多額の追加委託料の負担又は開発規模の大幅な縮小に納得することができず、本件電算システムの開発を断念し、本件解除に踏み切った原告国保に対し、被告に生じた損害を全額賠償させるのは、著しく公平を失うとして、民法418条の類推適用が相当とし、被告に生じた損害について、6割の過失相殺(類推適用)をするのが相当であるとした。(93p)

2 本件共済システム開発契約について

6) 本件共済システムは完成したか

被告は、本件共済システム開発契約等に従って、平成11年9月30日までに本件共済システムを完成させるべき債務を負っていたことができ、これは本件共済システム開発という仕事の完成を目的とする請負契約であったと認められる、とした上で、構築すべき内容を、本件電算システムのマスターを参照し、本件電算システムと連動させるものであること、業務改善を目的として原告労組本部と支部とのデータの共有が実現していることとした。そして、被告の納品したシステムはこれらの機能が実現していないのであるから、被告が本件共済システムを完成させたということはできないと判示した。(94, 95p)

7) 完成していないとすると、それは被告の責めに帰すべき事由によるものか。

以下のように判断し、否定。

本件電算システム開発契約解除により、被告が本件共済システムと本件電算システムを連動させる仕組みを完成させることは、社会通念上不能になった。そして、本件電算シス

テム開発契約等の解除が、債務不履行を理由とする解除であって、本件解除自体について、被告の責めに帰すべき事由は認められない。そうであれば、本件共済システムと本件電算システムとの連動が不能になったことにつき、被告の責めに帰すべき事由がなかった。

また、本部と支部とのデータの共有については、原告労組と被告との間には、本件共済システムの入出力を当面の間は本部で行う旨の合意が成立したものと認められ、入出力を本部で行う限り、本部と支部とのデータの共有は不要であるから、上記合意には、当面の間は本部と支部とのデータの共有も行わない旨の合意も含まれていたため、被告が同年9月24日に納品した本件共済システムにおいて、本部と支部とのデータ共有を実現していなかったことは、上記合意に従ったものといえる。（96 p）

8) 本件マスターデータ移行切替作業契約は成立したか。

原告労組が被告に対し、同年10月分ないし12月分のマスターデータ移行切替作業の対価の支払を承諾したと認めることはできないとして否定。

.....

I コメント

- 1 本件電算システムについては、結論については、妥当と思われる。
- 2 本件共済システムについては、被告側がシステムを使用しているのであれば、一定程度被告側に支払い義務を認める結論でもいいのではないと思われる。しかし、その際の理論構成をどうするのか、の点では、問題は残る。
- 3 事例判決であるが、システム開発において頻繁に生じる、ユーザー側の追加・変更要求、追加契約・追加の合意、ユーザーとベンダーの協力関係などがどの様に評価されるか、が示されている。さらに、ベンダーのプロジェクトマネジメント義務（43 p等）、ユーザーの協力義務（44 p～）についても一応認定されている。
また、一つのシステムが他のシステムに連動し、一方システムが履行されなかったために他方システムが完成しなかった場合の判断についても、参考になるとと思われる。

II 疑問点等問題提起（1）と、それに関する検討の要旨（2）

- 1 (1) 契約の性質について・・・請負契約ととらえるのが妥当か。ベンダーの報酬請求権の有無の判断に影響する。本件結論は妥当か。

「オーダーメイド型（44 p）」であるのであれば、注文者側にも仕様等につきそれなりの責任が生じるはずであり、受注者が仕事を完成させて初めて報酬請求権が発生する請負ではなく、準委任と考えることもありうるのではないか。

「スパイラル型（8 p）」「ウォーターフォール型」「プロトタイプ型」といった開発形式の違いは、上記契約の性質を考えるにあたって影響を及ぼすか。

特に、専門性が業務委託者側にもある場合は、そのことは、契約の性質の判断に影響

響を与えるか。ユーザーの協力義務は、契約の性質に連動しないか。

(2) 本件結論については、妥当であるとする参加者が多かった。

契約の性質については、要件定義部分について準委任、それ以下は請負とする考え方が一般的という意見が出された。本件について、全体を準委任ととらえるべきとする意見は出なかった。業務委託者側に専門性があっても、あくまでもベンダー側が専門業者としてシステム開発を受注している以上、目的物の完成があつてこそ報酬請求ができるはずであるという意見が述べられた。ユーザーの協力義務は、付随的なものであり、契約の法的性質を決する際の重要な要素とまでは言えないとの意見が出された。

2 (1) 本件では、被告の債務の履行完了していないこと、プロジェクトマネジメント義務には不適切な点があつたことは認定しているにもかかわらず、被告に債務不履行責任を認めていない。

しかし、418条類推適用をして、損害賠償義務を一定程度被告に認めたことと同じ結論となっている。そうであれば、被告の債務不履行責任を認めた上で、減額をするという判断手法はあり得ないか。

(2) プロジェクトマネジメント義務を認めるべきか、については、これを肯定する意見が大勢であり、積極的に反対する意見はなかった。本件でプロジェクトマネジメント義務に不適切な点があり、それに被告の過失も認められるのであれば、論理的には被告の債務不履行責任となるのではないかという意見が出された。他方、プロジェクトマネジメント義務とは、債務不履行責任に直結するようなものではなく、端に被告の請負人としての債務を一面から言い換えたにすぎないのであって、この義務違反がそのまま請負人の債務不履行を構成するような性質のものではないのではないかという意見もあった。

判決の判断手法については、結論として被告の債務不履行を認めないことで、結論のバランスがとりやすかつたのではないかと思われる点で、肯定的な意見が出された。

3 (1) 電算システムについての損害賠償額について、委託代金額を上限として、公平の観点から418条類推適用での減額という処理は妥当か。公平の観点からすれば、上限とすべきは実際にベンダーが支出し、負担した額を上限とした上での判断でよいのではないか。

(2) 現場の感覚としては、ベンダーの支出費用を上限として考えるほうが、しっくりくる、という意見が出された。他方、理論的に考えると、判決のように請負人は代金

額が受領できる上限である以上、これを基準にすべきことになるのではないかという意見もあった。

(以下については、検討の時間がなかったため、疑問点のみ。)

- 4 ユーザー側から追加要求・変更要求等があった場合に、ベンダー側がとるべきとされている対応について。ベンダーのプロジェクトマネジメント義務と連動している(87p等)が、現実問題として、どこまで可能か。(re: 個別の追加要求に対し、どこまで個々に必要費用が算定できるか。客先に追加要求があるごとに費用の追加請求をしながら、他方でシステム構築の検討をする手法で、ビジネスを成り立たせることの困難性。)
- 5 共済システムについて、報酬は一切発生しないとする結論の妥当性について。
- 6 その他
 - 1) 調査報告書の信用性(42p)、その他書面等の信用性。
どのようなものを作成しておけば、トラブルとなった場合に証拠として役に立つか。
 - 2) 法改正などの不可避的外部的要素(健保法改正、介護保険法 89p)は、当事者の帰責性を軽減するか。
 - 3) どのレベルでの共通認識があれば、債務不履行責任が生じないレベルとみることができるのか。(89p)
 - 4) 共済システムについての本部支部データの共有ができていないことが、「当面の間の」当事者間の合意であったことが、被告の債務不履行の帰責事由を否定する理由になるか。(96p)
 - 5) システムの連動による納期の変更 特に共済システム(当事者が異なる)について原告労組が、原告国保とまったく関係のない、別の当事者だったら、共済システムの未完成に対する判断は変わりうるか。

以 上